

作成日：2023年09月11日
作成日：2024年07月01日

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品の名称:ショーボンド ネオライナーEX
会 社 名:ショーボンドマテリアル株式会社
住 所:埼玉県川越市芳野台2-8-10
担当部門:品質保証課
電話番号:049-225-5611 F A X:049-225-5616
緊急連絡先:品質保証課 電話番号:049-225-5611
整理番号:ネオライナーEX -02

推奨用途及び使用上の制限:工業用、所定の用途以外には使用しないこと

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性:	可燃性固体	分類できない
健康に対する有害性:	皮膚感作性 発がん性 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1 区分2 区分1(呼吸器) 区分2(肝臓 骨髄 腎臓 副腎 脾臓)

※記載なきGHS分類区分:区分に該当しない／分類できない

GHSラベル要素

絵表示またはシンボル



注意喚起語:

危険

危険有害性情報:

H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
H351 発がんのおそれの疑い
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器の障害
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による肝臓、骨髄、腎臓、副腎、脾臓の障害のおそれ

注意書き

予防策:

使用前にSDSを参照すること。
すべての安全注意を読み、理解するまで取り扱わないこと。
熱／火花／裸火／高温のもの のような着火源から遠ざけること。
作業中、乾燥中、養生中とも屋外または換気の良い場所で使用すること。
この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
取り扱い後は、うがいを行い、石鹼水等で手洗いを十分に行うこと。
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用し、できるだけ皮膚に触れないようすること。
ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
環境への放出を避けること。

対応:

火災の場合には、消火に粉末／炭酸ガス／泡消火器／乾燥砂を使用すること。

- 眼に入った場合:水で最低 15 分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続けること。
 飲み込んだ場合:口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
 皮膚に付着した場合:多量の水と石けんで洗うこと。
 汚染された衣類は直ちに脱ぎ、再使用する場合は洗濯すること。
 吸入した場合:空気の新鮮な場所に移動し、呼吸のしやすい姿勢で休息させること。
 下記の場合は直ちに医師の診断／手当を受けて下さい。
 眼に入った場合、飲み込んだ場合、皮膚刺激が生じた場合、気分が悪い場合、身体上の異常が生じた場合、暴露または暴露の懸念がある場合。
 漏出物を回収すること。
- 保管**
 容器を密閉し、換気の良い冷暗所で、施錠するなど関係者以外が立ち入れないような管理された場所で保管すること。
- 廃棄**
 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に、業務委託し廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別: 混合物

化学名又は一般名 (成 分)	官報公示整理番号 化審法	CAS No.	濃度又は 濃度範囲(含有量%)
プロピレングリコール	(2)-234	57-55-6	1~5
N-メチル-2-ピロリドン	(5)-113	872-50-4	1 未満
酸化チタン(IV)	(1)-558,(5)-5225	13463-67-7	5~15
カーボンブラック	(2)-2071	1333-86-4	1 未満

4. 応急処置

- 目に入った場合: 水で最低 15 分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄をつづけること。直ちに眼科医の診断を受ける。
- 皮膚に付着した場合: 布で素早く拭き取り、多量の水と石鹼で洗うこと。
 皮膚刺激、または、発疹が生じた場合は、医師の診断を受ける。
- 吸入した場合: 直ちに空気の新鮮な場所に移動し、呼吸のしやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師の診断を受ける。
- 飲み込んだ場合: 直ちに水で口をすすぎ、医師の診断を受ける。

5. 火災時の措置

- 消火剤: 本製品はそのままでは燃焼性はない。もし製品乾燥物に着火した場合は水、粉末、炭酸ガス、泡、砂等の一般的な消火剤を使用する。
- 使ってはならない消火剤: 特になし。
- 特有の消火方法: 可燃性のものを周囲から取り除く。消火活動は風上から消火する。
 高温にさらされる密閉容器は水をかけて冷却する。
 消火のための放水等により、製品もしくは化学物質が河川や下水に流出しないよう適切な措置を行う。
- 消防を行うものの保護: 消火作業の際は、必ず耐熱性着衣などを着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項: 保護具及び緊急時措置:直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離すること。関係者以外の立ち入りを禁止すること。
 作業者は適切な保護具(手袋、保護眼鏡等)を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避けること。風上に留まること。低地から離れること。
- 環境に対する注意事項: 河川等へ排出され、環境への影響を起こさないように注意する。河川、湖沼へ流入した場合は、必要に応じ、警察署・消防署・漁協等に直ちに連絡を取る。
 大量の流出には盛り土などで囲って流出を防止する。
- 回収: 乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。

封じ込み及び浄化の方法・機材:	現地法に基づき廃棄処分する。 危険でなければ漏れを止める。 放出現場には風上から近づくこと。
二次災害の防止策:	漏出した場所の周辺には、ロープを張るなどの措置を行い、作業者以外の立ち入りを禁止する。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。 関係箇所に通報し応援を求める。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い :	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用すること。
技術的対策:	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行なうこと。
局所排気・全体換気:	皮膚感作障害の症歴を持つ人を、本製剤が使用されるいかなる工程にも就業させてはいけない。
安全な取り扱い注意事項:	周辺で火気の使用、発生のこと。
	使用前にショーボンドマテリアルホームページ「樹脂製品の取り扱いについて」「樹脂製品を安全にご利用いただくために」を必ず参照すること。
	ホームページアドレス: https://www.sb-material.co.jp/resin/download.html
	すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
	接触、吸入又は飲み込まないこと。
	屋外又は換気の良い区域のみで使用すること。
接触回避:	取扱い後は、よく手を洗うこと。
	洗浄水は、国及び地方自治体の規制に従い処分する。
	「10. 安定性及び反応性」を参照。
保管 :	換気の良い乾燥した 5°Cから 35°Cの屋内で直射日光を避け、飲食物から離して保管する。
技術的対策:	強酸化剤、強酸、強アルカリから離して保管する。
保管条件:	容器を密閉して換気の良いところで保管すること。
	施錠して保管すること。
混色禁止物質:	「10. 安定性及び反応性」を参照。
容器包装材料:	水含有製品の為、ポリ容器、内面ポリマーコーティングした容器等。

8. 暴露防止及び保護措置

許容濃度 (ACGIH) 参照先 : <https://www.acgih.org/>

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
プロピレングリコール	未設定	未設定	未設定
N-メチル-2-ピロリドン	未設定	1ppm(4mg/m ³)(皮)	未設定
酸化チタン(IV)	未設定	0.3mg/m ³ ; 総粉塵 2mg/m ³ 吸入性粉塵 1.5mg/m ³	設定あり
カーボンブラック	未設定	【粉塵許容濃度】(第2種 粉塵) 吸入性粉塵 1mg/m ³ 総粉塵 4mg/m ³	設定あり

	厚生労働大臣が定める濃度の基準	
	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値／天井値
プロピレングリコール	未設定	未設定
N-メチル-2-ピロリドン	未設定	未設定
酸化チタン(IV)	未設定	未設定
カーボンブラック	未設定	未設定

設備対策 : 換気の悪い場所では局所排気装置等の排気のための装置を設置する。

電気機器は防爆構造とする。
取扱い場所の近くには、洗顔、身体洗浄のための設備を設ける。

保護具

呼吸器の保護具 :	必要な個人用保護機器を使用すること。
手の保護具 :	不浸透性の保護手袋
目の保護具 :	保護メガネ
皮膚及び身体の保護具 :	不浸透性の作業衣および保護具を着用する。

9. 物理的および化学的性質

物理的状態、形状等:	グリース状
色 :	グレー
臭い:	特異臭
融点／凝固点:	データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲:	データなし
可燃性:	燃焼性なし
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界:	燃焼性なし
引火点:	燃焼性なし
自然発火温度:	燃焼性なし
分解温度:	データなし
pH:	データなし
動粘性率:	データなし
溶解度:	データなし
n-オクタノール／水分配係数(log値):	データなし
蒸気圧:	データなし
密度及び／又は相対密度:	1.14g/cm ³ (20°C)
相対ガス密度:	データなし
粒子特性:	データなし
その他情報:	データなし

10. 安定性および反応性

安定性:	通常の取り扱い条件下では安定である。
反応性:	この製品またはその成分に関しては、反応性に関する利用可能な具体的試験データはない。
避けるべき条件:	高温および凍結。
混触危険物質:	強酸化剤、強酸、強アルカリ等。
危険有害な分解生成物:	燃焼等による一酸化炭素、二酸化炭素、炭化水素

11. 有害性情報

急性毒性: 経口:	急性毒性推定値が 4728.2mg/kg のため区分 5 とした。 JIS Z 7252 に採用されていないため区分 5 から区分に該当しないに変更。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
経皮:	急性毒性推定値が 5000mg/kg 超のため区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
吸入(気体):	GHS 定義による気体ではない。
吸入(蒸気):	データ不足のため分類できない。
吸入 (粉じん・ミスト):	データ不足のため分類できない。
皮膚腐食性／刺激性:	10×(区分 1+1A+1B+1C)+区分 2 の成分合計が 1.16%のため、区分 3 とした。 JIS Z 7252 に採用されていないため区分 3 から区分に該当しないに変更。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
眼に対する重篤な損傷性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に

／眼刺激性:	該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
呼吸器感作性:	データ不足のため分類できない。 区分 1 の成分が 58.016% のため、区分 1 とした。
皮膚感作性:	データ不足のため分類できない。
生殖細胞変異原性:	データ不足のため分類できない。
発がん性:	区分 2 の成分が 19.339% のため、区分 2 とした。 ※区分 2 は 0.29% 含まれる。
生殖毒性:	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 ※区分 2 は 1.16% 含まれる。
生殖毒性・授乳影響:	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
特定標的臓器毒性(単回ばく露):	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
特定標的臓器毒性(反復ばく露):	区分 1(呼吸器)の成分が 19.339% のため、区分 1(呼吸器)とした。 区分 1(肝臓)の成分が 1.16% のため、区分 2(肝臓)とした。 区分 1(呼吸器)の成分が 1.16% のため、区分 2(呼吸器)とした。 区分 1(骨髄)の成分が 1.16% のため、区分 2(骨髄)とした。 区分 1(腎臓)の成分が 1.16% のため、区分 2(腎臓)とした。 区分 1(副腎)の成分が 1.16% のため、区分 2(副腎)とした。 区分 1(脾臓)の成分が 1.16% のため、区分 2(脾臓)とした。
誤えん有害性:	動粘性率が不明のため、分類できないとした。

1 2. 環境影響情報

水生環境有害性 短期 (急性):	(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が0%のため、区分に該当しないとした。
水生環境有害性 長期 (慢性):	(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が0%のため、区分に該当しないとした。
生態毒性:	データなし。
残留性・分解性:	データなし。
生体蓄積性:	データなし。
土壤中の移動性:	データなし。
オゾン層への有害性:	データ不足のため分類できない。

1 3. 廃棄上の注意

産業廃棄物（廃液と廃プラスチック類の混合物）として許可を受けた専門業者に委託する。
乾燥し固形状になったものは、廃プラスチック類として同様に処理する。
容器を廃棄するときは、内容物を完全に除去した後に処分する。
容器、機械装置等を洗浄した排液等を、地面や排水溝へ流さないこと。

1 4. 輸送上の注意

注意事項

取扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。
容器の漏れのないことを確かめ、転倒・落下・損傷のないように積込み、荷崩れの防止を確実に行う。

国内規制

陸上輸送：消防法、労働安全衛生法等に定められている運送方法による。
海上輸送：船舶安全法に定められている運送方法に従う。
航空輸送：航空法に定められている運送方法に従う。
国連分類：非該当

国連番号：非該当

15. 適用法令

労働安全衛生法：	名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9) カーボンブラック(政令番号:130) 酸化チタン(IV)(政令番号:191) N-メチル-2-ピロリドン(政令番号:588の3) 皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・4該当物質の一覧) N-メチル-2-ピロリドン
労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付等の義務対象物質(令和7年4月1日施行予定分)：	名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9) プロピレングリコール(政令番号:1786) N-メチル-2-ピロリドン(政令番号:2108)
毒物及び劇物取締法：	非該当
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)：	非該当
化審法：	優先評価化学物質(法第2条第5項)
消防法：	非危険物
水質汚濁防止法：	指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)
大気汚染防止法：	揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)
海洋汚染防止法：	有害でない物質(施行令別表第1の2)
外国為替及び外国貿易法：	有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)
特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)：	有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)
水道法：	輸出貿易管理令別表第1の16の項
労働基準法：	特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号) 有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号) がん原性化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第7号)

16. その他の情報

注意事項：本データは、工業的な一般的な取扱いに際しての、安全な取扱いについて最新の情報を集め、記載したものですが、必ずしも充分とはいえないで取扱いには充分注意して下さい。
新たな情報を入手した場合は、追加または改訂があります。
本製品の取扱いに記載されている以外の他の化学物質を混ぜたり、特殊な条件で使用するときは、ユーザーが安全性の評価を実施してください。

参考文献

- 1) GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル、作業場の表示及び安全データシート(SDS)：JIS Z 7253:2019
- 2) 製品安全データシートの作成指針 平成18年5月(社団法人 日本化学工業協会)
- 3) GHS分類結果データベース、独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ
- 4) 原材料／製品メーカMSDS(SDS)